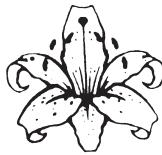


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成22年3月16日（火曜日）

定期 第 2158 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ	
○告示		
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（税務課）	187	地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
事業活動温暖化対策指針の一部改正（環境計画課）	187	地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数
特定自動車に講じる対策の指定の一部改正（8件）（大気水質課）	187	地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数
産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請（湘南地域県政総合センター）	195	
漁船損害等補償法による届出の審査結果（水産課）	195	
特定計量器の定期検査の実施（商工労働総務課）	195	
道路の供用開始（道路管理課）	195	
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	196	
河川法の規定による二級河川の指定の一部改正（河川課）	196	
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防海岸課）	197	
○選挙管理委員会告示		
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察・会計課）		199

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第129号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 の 取 消 し の 年 月 日
セントラル総合サービス株式会社 代表取締役 安藤 武彦	相模原市大山町4-12	平成22年1月31日

神奈川県告示第130号

事業活動温暖化対策指針（平成21年神奈川県告示第550号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

別表第2中「0.0163」を「0.0161」に、「0.0138」を「0.0136」に改める。

神奈川県告示第131号

特定自動車に講じる対策の指定（平成14年神奈川県告示第762号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

同	いすゞ自動車株式会社	粒子状物質減少装置 (NDP1) (FDP1) (LDP1)	排気量が3,000ccから16,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	株式会社コモテック	モコビー外部電源再生式D P F [Z K]	排気量が10,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車（EGR装置車を除く。）	

同	同	モコピーカセット式DPF [CT]	排気量が25,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車（EGR装置車を除く。）のうち、1日の走行距離が平成元年規制以前の排出ガス規制基準に適合したものにあっては100km程度まで、平成6年規制に適合したものにあっては200km程度までの特定自動車	
同	同	モコピー強制再生式DPF [FA]	排気量が4,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	株式会社タダノ	ガスパー 〔GP-050〕 〔GP-100〕 〔GP-200〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、主として高速道路を走行するもの	を
同	株式会社ナブテスコ	D P X TM 〔C1012〕 〔C1014〕 〔C1112〕 〔C1114〕 〔C1215〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、排気量が6,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、主として高速道路を走行するもの	
同	三菱自動車工業株式会社	三菱DPFシステム 〔MDPF-U10〕	平成元年規制に適合した特定自動車であって、三菱自動車工業株式会社製6D22型の原動機を搭載した路線バス	
同	株式会社ユニバーサルキャタシステムズ	U C S 〔05BX〕 〔05DX〕 〔10BX〕 〔10DX〕 〔10EX〕 〔10FX〕 〔20BX〕 〔20DX〕	排気量が3,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	燃料として低硫黄軽油を使用すること。

同	いすゞ自動車株式会社	粒子状物質減少装置 〔N D P 1〕 〔F D P 1〕 〔L D P 1〕	排気量が3,000ccから16,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	三菱自動車工業株式会社	三菱DPFシステム 〔M D P F - U 10〕	平成元年規制に適合した特定自動車であって、三菱自動車工業株式会社製6D22型の原動機を搭載した路線バス	
同	株式会社ユニキャット	U C S 〔05BX〕 〔05DX〕 〔10BX〕 〔10DX〕 〔10EX〕 〔10FX〕 〔20BX〕 〔20DX〕	排気量が3,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	燃料として低硫黄軽油を使用すること。

同	同	PMキャタコンバータ 〔C001〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、いすゞ自動車株式会社製8PE1、10PE1、12PE1、6SD1、6WA1、6WF1、6WG1又は10TD1型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの	同
同	トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム 〔トヨタ BU68VH-1〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製の宅配便車（型式がK C-BU68VHであるものに限る。）であるもの	同
同	日産ディーゼル工業株式会社	ニッサンディーゼル粒子状物質減少装置 〔K C - 200540〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産ディーゼル工業株式会社製FD46、MD92、FE6、NF6、PF6、GE13、PG6、RG8、RF8、RH8又はRH10型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの	同
同	日野自動車株式会社	P M ト ラ ッ プ 〔6A〕 〔10A〕 〔22A〕	次の区分のいずれかに該当する特定自動車 1 平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製J05C、J07C、K13D、P11C、K13C、F21C、F17D、F20C又はK13U型の原動機を搭載し、主として	同

			一般道路を走行するもの 2 平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製J08C又はM10U型の原動機を搭載したもの 3 平成元年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製M10U型の原動機を搭載し、併せて電気を動力源として用い、主として一般道路を走行するもの	
--	--	--	---	--

同	同	PMキャタコンバータ [C001]	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、いすゞ自動車株式会社製8PE1、10PE1、12PE1、6SD1、6WA1、6WF1、6WG1又は10TD1型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの	同
---	---	----------------------	--	---

改める。

表の備考中7を削り、8を7とする。

神奈川県告示第132号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第349号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

酸化触媒	トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム [トヨタL-1]	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、トヨタ自動車株式会社製3L型の原動機を搭載した、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に記載された型式がKC-LH103V、KC-LH113V、KC-LH113K、KC-LH123V、KC-LH125B、KC-LH109V、KC-LH119V又はKC-LH129Vである主として一般道路を走行するもの	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
同	日産ディーゼル工業株式会社	ニッサンディーゼル粒子状物質減少装置 [KC-200540]	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日産ディーゼル工業株式会社製FE6（196PS）型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するバス	同
同	マツダ株式会社	粒子状物質減少装置 [M-YJY1]	平成6年規制に適合したマツダ株式会社製の特定自動車（通称名タイタン）であつて、いすゞ自動車株式会社製4HG1又は4HF1型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの	同

酸化触媒	UDトラックス株式会社	UDトラックス 粒子状物質減少装置 [KC-200540]	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日産ディーゼル工業株式会社製FD46、MD92、FE6、NF6、PF6、GE13、PG6、RG8、RF8、RH8又はRH10型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
------	-------------	-------------------------------------	--	--------------------

改める。

神奈川県告示第133号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第399号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

D P F	オペーツ株式会社	M-D P F (2FB100) 2FB150 2FB200 4FB150 (4FB200)	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、いすゞ自動車株式会社製4JG2型、日野自動車株式会社製W04C、J05C、J07C、J08C、P11C若しくはK13D型、日産ディーゼル工業株式会社製QD32、ED35、TD27、TD42、FE6（230PS又は260PS）、PF6（390PS）若しくはGE13型、三菱自動車株式会社製4D36若しくは4D56型、又はトヨタ自動車株式会社製1KZ若しくは1HZ型の原動機を搭載したもの	
-------	----------	---	---	--

同	国際農機株式会社	SOOTEX D P F マフラー 〔RWN〕 〔OWN〕 〔RN〕	排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、無負荷急加速時の黒煙濃度が40パーセント以下であり、この装置の装着予定場所において排気ガスの温度が摂氏250度以上となる時間の一日の走行時間に占める割合が25パーセント以上であり、かつ、この装置の装着予定場所において排気ガスの温度が摂氏350度以上となる時間が2分以上連続する、主として高速道路を走行する特定自動車	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
同	株式会社マルワエンジニアリング	MARUWA D P F 〔CPF-L1〕	排気量が4,000ccから24,000cc程度まで(過給機を搭載した原動機にあっては4,000ccから13,000cc程度まで)の原動機を搭載し、1日の走行距離が150キロメートル以上であり、かつ、平均速度が35キロメートル毎時以上である、主として高速道路を走行する特定自動車	同
同	同	MARUWA D P F 〔CPF-M1〕 〔CPF-H1〕 〔CPF-H103〕	排気量が3,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載し、1日の走行距離が150キロメートル以上であり、かつ、平均速度が35キロメートル毎時以上である、主として高速道路を走行する特定自動車	同
酸化触媒	トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム 〔トヨタ B-1〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製3B又は15B型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの(通称名がダイナ、トヨエース、デルタ又はレンジャーであるものに限る。)	同

D P F	トランスアース株式会社	SOOTEX D P F マフラー 〔RWN〕 〔OWN〕 〔RN〕	排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、無負荷急加速時の黒煙濃度が40パーセント以下であり、この装置の装着予定場所において排気ガスの温度が摂氏250度以上となる時間の1日の走行時間に占める割合が25パーセント以上であり、かつ、この装置の装着予定場所において排気ガスの温度が摂氏350度以上となる時間が2分以上連続する、主として高速道路を走行する特定自動車	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
同	株式会社マルワサービス	MARUWA D P F 〔CPF-L1〕	排気量が4,000ccから24,000cc程度まで(過給機を搭載した原動機にあっては4,000ccから13,000cc程度まで)の原動機を搭載し、1日の走行距離が150キロメートル以上であり、かつ、平均速度が35キロメートル毎時以上である、主として高速道路を走行する特定自動車	同
同	同	MARUWA D P F 〔CPF-M1〕 〔CPF-H1〕 〔CPF-H103〕	排気量が3,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載し、1日の走行距離が150キロメートル以上であり、かつ、平均速度が35キロメートル毎時以上である、主として高速道路を走行する特定自動車	同
酸化触媒	トヨタ自動車株式会社	酸化触媒システム 〔トヨタ B U68VH-1〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製の宅配便車(型式がKC-B U68VHであるものに限る。)であるもの	同
同	同	酸化触媒システム 〔トヨタ L-1〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製3L型の原動機を搭載した、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証に記載された型式がKC-LH103V、KC-LH113V、KC-LH113K、KC-LH123V、KC-LH125B、KC-LH109V、KC-LH119V又はKC-LH129Vである主として一般道路を走行するもの	同
同	同	酸化触媒システム 〔トヨタ B-1〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製3B又は15B型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの(通称名がダイナ、トヨエース、デルタ又はレンジャーであるものに限る。)	同

同	同	酸化触媒システム 〔トヨタ H-2〕	次の区分のいずれかに該当する特定自動車 1 平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製1HD型の原動機(過給機を搭載したものに限る。)を搭載した、主として一般道路を走行するもの(通	同
---	---	-----------------------	--	---

			称名がコースター又はリエッセⅡであるものに限る。) 2 平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製1HZ型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの（通称名がコースター又はリエッセⅡであるものに限る。）	を
同	日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 [VR800]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産自動車株式会社製QD32型の原動機を搭載したもの（通称名がキャラバン、ホーミー又はファーゴであるものに限る。）	同
同	マツダ株式会社	粒子状物質減少装置 [M-YJY1]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、マツダ株式会社製TF又はVS型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの（通称名がタイタンであるものに限る。）	同

同	同	酸化触媒システム [トヨタ H-2]	次の区分のいずれかに該当する特定自動車 1 平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製1HD型の原動機（過給機を搭載したものに限る。）を搭載した、主として一般道路を走行するもの（通称名がコースター又はリエッセⅡであるものに限る。） 2 平成6年規制に適合した特定自動車であって、トヨタ自動車株式会社製1HZ型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの（通称名がコースター又はリエッセⅡであるものに限る。）	同
同	マツダ株式会社	粒子状物質減少装置 [M-YJY1]	平成6年規制に適合したマツダ株式会社製の特定自動車（通称名タイタン）であって、いすゞ自動車株式会社製4HGI若しくは4HF1型又はマツダ株式会社製TF若しくはVS型の原動機を搭載した、主として一般道路を走行するもの	同

改める。

神奈川県告示第134号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第418号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

D P F	株式会社コモテック	モコビー外部電源再生式DPF [ZK]	排気量が10,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	同	モコビーカセット式DPF [CT]	排気量が25,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車のうち、1日の走行距離が平成元年規制以前の排出ガス規制基準に適合したものにあっては100km程度まで、平成6年規制に適合したものにあっては200km程度までの特定自動車	
酸化触媒	日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 [VR800]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産自動車株式会社製TD27型の原動機を搭載したもの（通称名がキャラバン、ホーミー又はファーゴであるものに限る。）	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
同	同	粒子状物質減少装置 [9D61]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産自動車株式会社製TD42又はTD42T型の原動機を搭載したもの（通称名がシビリアン又はジャーニーであるものに限る。）	同
同	日野自動車株式会社	PMトラップ (6A) (10A) (22A)	次の区分のいずれかに該当する特定自動車 1 平成6年規制に適合した特定自動車であって、日野自動車株式会社製W04C型の原動機を搭載し、併せて電気を動力源として用い、主として一般道路を走行するもの 2 平成6年規制に適合した特定自動車であって、日野自動車株式会社製V26C型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの	同

酸化触媒	日産自動車株式会社	粒子状物質減少装置 〔VR800〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産自動車株式会社製QD32又はTD27型の原動機を搭載したもの（通称名がキャラバン、ホーミー又はファーゴであるものに限る。）	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
同	同	粒子状物質減少装置 〔9D61〕	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産自動車株式会社製TD42又はTD42T型の原動機を搭載したもの（通称名がシビリアン又はジャーニーであるものに限る。）	同
同	日野自動車株式会社	PMトラップ 〔6A〕 〔10A〕 〔22A〕	次の区分のいずれかに該当する特定自動車 1 平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製J05C、J07C、P11C、K13C、K13D、K13U、F17D、F20C、F21C又はV26C型の原動機を搭載し、主として一般道路を走行するもの 2 平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製J08C又はM10U型の原動機を搭載したもの 3 平成6年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製W04C型の原動機を搭載し、併せて電気を動力源として用い、主として一般道路を走行するもの 4 平成元年規制に適合した特定自動車であつて、日野自動車株式会社製M10U型の原動機を搭載し、併せて電気を動力源として用い、主として一般道路を走行するもの	同

改める。

神奈川県告示第135号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第498号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

D P F	株式会社ナブテスコ	DPX™ 〔F1012〕 〔F1014〕 〔F1112〕 〔F1114〕 〔F1215〕	排気量が6,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載し、走行する高速道路の距離の1日の走行距離に占める割合が50パーセント以上である特定自動車のうち、排気ガスの温度が摂氏300度以上となる時間の1日の走行時間に占める割合が平成元年規制以前の排出ガス規制基準に適合したものにあっては30パーセント以上、平成6年規制に適合したものにあっては20パーセント以上であるもの	燃料として低硫黄軽油を使用すること。
-------	-----------	---	--	--------------------

D P F	株式会社ナブテスコ	DPXTM 〔C1012〕 〔C1014〕 〔C1112〕 〔C1114〕 〔C1215〕	平成6年規制に適合した特定自動車であつて、排気量が6,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、主として高速道路を走行するもの	を
同	同	DPXTM 〔F1012〕 〔F1014〕 〔F1112〕 〔F1114〕 〔F1215〕	排気量が6,000ccから24,000cc程度までの原動機を搭載し、走行する高速道路の距離の1日の走行距離に占める割合が50パーセント以上である特定自動車のうち、排気ガスの温度が摂氏300度以上となる時間の1日の走行時間に占める割合が平成元年規制以前の排出ガス規制基準に適合したものにあっては30パーセント以上、平成6年規制に適合したものにあっては20パーセント以上であるもの	に

改める。

神奈川県告示第136号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第629号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

D P F	オバーツ株式会社	M-DPF [4FB100]	平成6年規制に適合し、電装系が12ボルト仕様の特定自動車であって、いすゞ自動車株式会社製4JG2型、日産ディーゼル工業株式会社製TD27、QD32、ED35、若しくはTD42型、三菱自動車工業株式会社製4D36型又はトヨタ自動車株式会社製1KZ若しくは1HZ型の原動機を搭載したもの	を
同	株式会社タダノ	ガスパー (GP-1000) (GP-2000) (GP-3000)	株式会社タダノが輸入したオールテレーンクレーン台車のうち、ダイムラークライスター社製OM402LA又はOM442LA型の原動機を搭載したもの	」
D P F	株式会社タダノ	ガスパー (GP-050) (GP-100) (GP-200)	平成6年規制に適合した特定自動車であって、排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載し、主として高速道路を走行するもの	に
同	同	ガスパー (GP-1000) (GP-2000) (GP-3000)	株式会社タダノが輸入したオールテレーンクレーン台車のうち、ダイムラークライスター社製OM402LA又はOM442LA型の原動機を搭載したもの	」

改める。

神奈川県告示第137号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第828号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

D P F	オバーツ株式会社	M-DPF [6FB200]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産ディーゼル工業株式会社製PF6若しくはGE13型又は日野自動車工業株式会社製P11C型の原動機（日産ディーゼル工業株式会社製PF6型及び日野自動車株式会社製P11C型の原動機については、過給器付きのものに限る。）を搭載したもの	
同	株式会社オーデン	O-DEN粒子状物質減少装置 (ODP-S05) (ODP-S06) (ODP-S07) (ODP-S08)	排気量が18,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	3,000キロメートルごとに又は警報発令時等にメンテナンスをすること。
同	株式会社コモテック	モコビーカセット式DPF [C Z]	排気量が10,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車（1日の走行距離が200キロメートル以内程度のRV車、キャンピングカー等の小型車に限る。）	を

D P F	オバーツ株式会社	M-DPF [2FB100] [2FB150] [2FB200] [4FB150] [4FB200]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、いすゞ自動車株式会社製4JG2型、日野自動車株式会社製W04C、J05C、J07C、J08C、P11C若しくはK13D型、日産ディーゼル工業株式会社製QD32、ED35、TD27、TD42、FE6（230PS又は260PS）、PF6（390PS）若しくはGE13型、三菱自動車株式会社製4D36若しくは4D56型又はトヨタ自動車株式会社製1KZ若しくは1HZ型の原動機を搭載したもの	
同	同	M-DPF [4FB100]	平成6年規制に適合し電装系が12ボルト仕様の特定自動車であって、いすゞ自動車株式会社製4JG2型、日産ディーゼル工業株式会社製TD27、QD32、ED35、若しくはTD42型、三菱自動車工業株式会社製4D36型又はトヨタ自動車株式会社製1KZ若しくは1HZ型の原動機を搭載したもの	

同	同	M-DPF [6FB200]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日産ディーゼル工業株式会社製PF6若しくはGE13型又は日野自動車工業株式会社製P11C型の原動機（日産ディーゼル工業株式会社製PF6型及び日野自動車株式会社製P11C型の原動機については、過給器付きのものに限る。）を搭載したもの	に
同	株式会社オーデン	O-DEN粒子状物質減少装置 (ODP-S05) (ODP-S06) (ODP-S07) (ODP-S08)	排気量が18,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	3,000キロメートルごとに又は警報発令時等にメンテナンスをすること。
同	株式会社コモテック	モコビー外部電源再生式DPF [ZK]	排気量が10,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	同	モコビーカセット式DPF [CT]	排気量が25,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車のうち、1日の走行距離が平成元年規制以前の排出ガス規制基準に適合したものにあっては100キロメートル程度まで、平成6年規制に適合したものにあっては200キロメートル程度までの特定自動車	
同	同	モコビー強制再生式DPF [FA]	排気量が4,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車	
同	同	モコビーカセット式DPF [CZ]	排気量が10,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車（1日の走行距離が200キロメートル以内程度のRV車、キャンピングカー等の小型車に限る。）	

改める。

表中備考に次のように加える。

4 「平成元年規制」とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和62年運輸省令第3号）に基づき平成元年10月1日から施行された自動車の排気管から排出される排出物に関する規制をいう。

神奈川県告示第138号

特定自動車に講じる対策の指定（平成15年神奈川県告示第922号）の一部を次のように改正する。ただし、告示日以前に改正前の平成15年神奈川県告示第922号（以下「改正前告示」という。）の表D P F の項株式会社デプロに係る項に掲げる粒子状物質を減少させる装置を装着していたこれらの項中の特定自動車で、同日以後引き続き当該装置を装着しているものについては、改正前告示は、なおその効力を有する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

同	株式会社シルバーメディカル	Silver SXS (CX-566) (CX-750) (CX-900) (CX-1050) (CX-1125) (CX-1200) (CX-1500) (CX-2000)	排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車であって、装置装着前ににおいて無負荷急加速時の黒煙濃度が40パーセント（車両総重量8トン以下であるものにあっては、30パーセント）以下であり、1日の走行距離が200キロメートル以上かつ平均速度が40キロメートル毎時以上であり、1日の走行において装置装着場所の排気温度が摂氏320度以上となる時間の割合が20パーセント以上であって、主として高速道路を走行するもの	を
同	株式会社デプロ	DEPRO-ECS [4H-1]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、いすゞ自動車株式会社製4HF1（130PSであり、かつ、列形燃料噴射ポンプ仕様に限る。）若しくは4HG1又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製4D35若しくは4D33型の原動機を搭載したもの	
同	同	DE PRO-ECS [J0-1]	平成6年規制に適合した特定自動車であって、日野自動車株式会社製J08C（200PS又は215PSに限る。）又はいすゞ自動車株式会社製6HH1（210PSに限る。）型の原動機を搭載したもの	

同 株式会社シルバーメディカル	Silver SXS (CX-566) CX-750 CX-900 CX-1050 CX-1125 CX-1200 CX-1500 CX-2000	排気量が3,000ccから20,000cc程度までの原動機を搭載した特定自動車であって、装置装着前において無負荷急加速時の黒煙濃度が40パーセント（車両総重量8トン以下であるものにあっては、30パーセント）以下であり、1日の走行距離が200キロメートル以上かつ平均速度が40キロメートル毎時以上であり、1日の走行において装置装着場所の排気温度が摂氏320度以上となる時間の割合が20パーセント以上であって、主として高速道路を走行するもの	に
--------------------	---	--	---

改める。

表の備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を削り、7を5とする。

神奈川県告示第139号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請があった。その申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、神奈川県環境農政部廃棄物対策課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部において、平成22年3月16日から同年4月16日まで縦覧に供する。

なお、この産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更に関し利害関係を有する者は、平成22年3月16日から同年4月30日まで知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

藤沢市辻堂神台一丁目3番1号

関東特殊製鋼株式会社

代表取締役 瀧井 道治

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

茅ヶ崎市赤羽根字十五図4,285番1ほか22筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず、鉱さい及びがれき類

5 申請年月日

平成22年3月4日

神奈川県告示第140号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出があったので審査した結果、横浜加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県告示第141号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定による特定計量器の

定期検査を、同法第20条第1項の規定により、指定定期検査機関社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 検査対象となる特定計量器（非自動ばかり、分銅及びおもり）

2 検査を行う区域、期日及び場所

区 域	検 査 期 日	検査場所
高座郡 (寒川町)	平成22年4月19日(月)から 同年10月15日(金)まで(神 奈川県の休日を定める条例 (平成元年神奈川県条例第 12号)第1条第1項に規定 する県の休日(以下「休日」 という。)を除く。)	特定計量器の所 在場所又は社團 法人神奈川県計 量協会 横浜市 神奈川区浦島丘 4 電話(045) 401-4420
南足柄市	平成22年5月6日(木)から 同年11月5日(金)まで(休 日を除く。)	同
足柄下郡 (箱根町、真鶴 町及び湯河原 町)	平成22年5月25日(火)から 同年11月19日(金)まで(休 日を除く。)	同
鎌倉市	平成22年7月26日(月)から 平成23年1月21日(金)まで (休日を除く。)	同
藤沢市	平成22年9月27日(月)から 平成23年3月25日(金)まで (休日を除く。)	同
三浦郡 (葉山町)	同	同

神奈川県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県土整備部道路管理課及び神奈川県津久井土木事務所において、平成22年3月16日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 道路の種類及び路線名

県道奥牧野相模湖

2 供用開始の区間

相模原市相模湖町若柳字下ヶ谷戸966番イから

同 字小橋888番1まで

3 供用開始の日

平成22年3月16日

神奈川県告示第143号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 道路の種類及び路線名

県道町田厚木

2 区間

相模原市南台五丁目4,993番8から

座間市相模が丘一丁目142番5までの上り線

相模原市南台三丁目4,983番5から

座間市相模が丘一丁目150番2までの下り線

神奈川県告示第144号

河川法の規定による二級河川の指定（昭和40年神奈川県告示第196号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

表中

滑川	滑川			左岸 鎌倉市小町544番の1地先 右岸 鎌倉市小町459番地地先	東勝寺橋から	海まで	
神戸川	神戸川			左岸 鎌倉市腰越833番地地先 右岸 鎌倉市津842番地地先	学び橋から	海まで	を
境川	境川			左岸 横浜市瀬谷区瀬谷町8,645番地地先 右岸 相模原市城山町川尻5,693番の2地先	東京都界から	海まで	
滑川	滑川			左岸 鎌倉市小町三丁目547番1地先 右岸 鎌倉市小町三丁目410番地地先	東勝寺橋から	海まで	
神戸川	神戸川			左岸 鎌倉市津西一丁目650番2地先 右岸 鎌倉市津西一丁目841番2地先	学び橋から	海まで	に、
境川	境川			左岸 横浜市瀬谷区瀬谷町8,645番地地先 右岸 相模原市緑区川尻5,693番の2地先	東京都界から	海まで	
同	小松川			左岸 相模原市城山町松風4,572番地地先 右岸 相模原市城山町松風4,340番地地先	松風橋から	境川合流点まで	を
同	本沢			左岸 相模原市城山町川尻6,027番の8地先 右岸 相模原市城山町川尻6,026番の1地先	砂防堰から	境川合流点まで	
同	小松川			左岸 相模原市緑区松風4,572番地地先 右岸 相模原市緑区松風4,340番地地先	松風橋から	境川合流点まで	に、
同	本沢			左岸 相模原市緑区川尻6,027番の8地先 右岸 相模原市緑区川尻6,026番の1地先	砂防堰から	境川合流点まで	
同	蓼川			左岸 綾瀬市本蓼川897番地地先 右岸 綾瀬市深谷6,924番地地先	に設置した標柱から	引地川合流点まで	を
同	蓼川			左岸 綾瀬市深谷上八丁目897番2 右岸 綾瀬市深谷上八丁目6,924番2	に設置した標柱から	引地川合流点まで	に

改める。

神奈川県告示第145号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

久木4丁目B地区（拡大）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号から第5号までを順次結んだ線、標柱第5号と第6号を市道8045号線に沿って結んだ線及び標柱第6号と第1号を市道6048号線に沿って結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	逗子市久木4丁目124番23
第 2 号	同 124番 7
第 3 号	同 新宿4丁目1,537番 1
第 4 号	同
第 5 号	同
第 6 号	同 1,537番 4

（次の図は省略し、その図面は、神奈川県土整備部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第146号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 区域の名称

晴海町B地区（拡大）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第1号と第2号を市道1152号線に沿って結んだ線、標柱第2号から第5号までを順次結んだ線及び標柱第5号と第1号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所 在 及 び 地 番
第 1 号	三浦市晴海町2,245番1地先
第 2 号	同 2,241番8地先
第 3 号	同 2,241番1

第 4 号	同
第 5 号	同 2,235番

（次の図は省略し、その図面は、神奈川県土整備部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示**神奈川県選挙管理委員会告示第29号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、146,052である。

平成22年3月16日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 斎 藤 達 也

神奈川県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成22年3月16日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 斎 藤 達 也

選 挙 区 名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の3分の1等の数
横 浜 市 鶴 見 区	73,290
同 神 奈 川 区	63,066
同 西 区	25,998
同 中 区	37,949
同 南 区	54,971
同 港 南 区	60,653
同 保 土 ケ 谷 区	56,104
同 旭 区	69,163
同 磯 子 区	45,316
同 金 沢 区	57,052
同 港 北 区	88,449
同 緑 区	46,918

同 青 葉 区	78,994
同 都 筑 区	49,491
同 戸 塚 区	73,480
同 栄 区	34,622
同 泉 区	41,897
同 瀬 谷 区	34,244
川 崎 市 川 崎 区	58,348
同 幸 区	41,875
同 中 原 区	62,137
同 高 津 区	57,387
同 宮 前 区	57,194
同 多 摩 区	55,611
同 麻 生 区	44,712
横 須 賀 市	117,720
平 塚 市	70,372
鎌 倉 市	49,756
藤 沢 市	109,803
小 田 原 市	54,050
茅 ヶ 崎 市	64,011
逗 子 市 ・ 三 浦 郡	26,026
相 模 原 市	161,620
三 浦 市	13,991
秦 野 市	44,380
厚 木 市	59,441
大 和 市	60,894
伊 勢 原 市	26,560
海 老 名 市	34,135
座 間 市	34,802
南 足 柄 市	12,080
綾 瀬 市	22,059

高 座 郡	12,877
中 郡	17,745
足 柄 上 郡	18,573
足 柄 下 郡	14,036
愛 甲 郡	12,067

神奈川県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、1,283,763である。

平成22年3月16日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 斎 藤 達 也

警察本部告示**神奈川県警察本部告示第2号**

交番その他の派出所及び駐在所の名称及び位置（平成6年神奈川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正し、平成22年3月31日から施行する。

平成22年3月16日

神奈川県警察本部長 渡 辺 巧

1 交番及び駐在所の名称及び位置の表小田原警察署の項小涌谷駐在所の項を削る。

公 告

行政書士法第14条の規定により、次のとおり処分を行いました。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 処分を受けた者

(1) 氏名

松浦 秀和

(2) 事務所の所在地

横浜市中区山下町99番地 山下公園サンライトマンション
1号棟208

(3) 登録番号

第97095031号

2 処分の年月日

平成22年3月8日

3 処分の内容

行政書士業務の禁止

4 抵触条項

行政書士法第10条、第13条及び第14条並びに行政書士法施行規則第7条

測量法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 測量の種類

基本測量（高精度三次元測量）

2 測量の地域

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市及び三浦郡葉山町

3 測量の期間

平成21年9月17日から平成22年2月27日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、愛川町長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 測量の種類

公共測量（3級基準点作成）

2 測量の地域

愛甲郡愛川町全域

3 測量の期間

平成20年12月10日から平成22年2月26日まで

入札公告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成22年3月16日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 調達内容

(1) 調達役務及び数量

システム運用保守等委託業務 1式

(2) 調達役務の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

神奈川県警察本部総務部情報管理課

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借り入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者であること。

(3) 神奈川県競争入札参加資格審査において営業種目として「情報処理業務委託」の「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(5) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)又は(3)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問い合わせ先

神奈川県会計局指導課指名担当（神奈川県庁本庁舎1階
電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システムの資格申請システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）のWTOの申請メニューにより競争入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口（郵便番号231-0005 横浜市中区本町2-22 日本生命横浜本町ビル4階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書に必要事項を記入の上、アの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成22年3月19日（金）午後5時15分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 橋本 敦 電話（045）211-1212 内線2248

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年3月16日（火）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成22年3月19日（金）午後5時15分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の日時等

この入札は、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

平成22年3月25日（木）午前8時30分から同月26日（金）午後5時15分まで

(2) 開札日時

平成22年3月29日（月）午前10時

開札日当日の入札件数により、開札時間が遅れる場合があります。

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成22年3月26日(金)午後5時15分までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札書の記載方法

入札説明書によります。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は、入札説明書によります。

7 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約の変更又は解除をすることがあります。

8 Summary

(1) The nature and quantity of the service to be procured :

Commission of system operation and maintenance, etc

(2) Time limit of tender (by hand) : 5:15 p.m., March 26, 2010

(3) Time limit of tender (by mail) : 5:15 p.m., March 26, 2010

(4) Contact point for the notice : Atsushi Hashimoto, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext. 2248